

## いわて認知症希望大使設置要綱

制定 令和6年4月23日付け長第83号

### (趣旨)

第1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）及び岩手県認知症施策推進計画（令和6年3月策定）に基づき、認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会を認知症の人とともに創っていくため、認知症の人本人が自らの経験等を発信し、認知症に対する社会の理解を深める活動を行う「いわて認知症希望大使」（以下「大使」という。）を設置する。

### (愛称)

第2 大使の愛称は「いわてオレンジ大使」とする。

### (定員)

第3 定員は定めないが、各広域振興圏1名以上を目安とする。

### (委嘱)

第4 大使として、人格、意欲等から適任と認める者について、知事が委嘱する。

### (任期)

第5 大使の任期は、原則として2年とする。ただし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。

### (要件)

第6 大使は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 岩手県内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発に意欲があり、県等と連携・協力ができること
- (4) 氏名、年代、所在市町村名、病名、略歴、顔写真を原則公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではない）

### (活動)

第7 大使は、本人の希望や体調にあわせ、次の活動を行うものとする。

- (1) 県及び市町村等が行う認知症普及啓発活動への参加・協力
- (2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

- (3) 県及び市町村等が行う認知症になっても安心して暮らせる地域づくり（認知症カフェ、ピアサポート活動、本人ミーティング等）への協力
- (4) 県の認知症施策検討への参画
- (5) その他、市町村及び関係機関から依頼があったもので、知事が必要と認める活動

（経費の負担）

第8 大使が活動を行った場合は、次により経費を負担する。

- (1) 県が依頼する活動については、別途定める基準により、活動を行った大使及び大使の活動を支援する者（1名を上限とする。）に対し、謝礼及び旅費を支給する。
- (2) (1)以外の活動については、依頼元の基準による。

（庶務）

第9 大使に関する庶務は、岩手県保健福祉部長寿社会課が行う。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、大使に関して必要な事項は、別に定める。